



## 国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ 70歳以上の人の 自己負担限度額が変わります

高額療養費制度は医療費の自己負担が高額にならないよう、月ごとの自己負担限度額を超える部分について健康保険が負担する制度です。この自己負担限度額は所得や年齢に応じて異なりますが、平成29年8月から70歳以上の人の自己負担限度額が次のように変更されます。

| 現行（70歳以上）           |         |                          | 平成29年8月～平成30年7月               |                          | 平成30年8月～                |                             |                       |
|---------------------|---------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 区 分                 | 外 来     | 外来+入院                    | 外 来                           | 外来+入院                    | 区 分                     | 外 来                         | 外来+入院                 |
| 現役並み                | 44,400円 | 80,100円+1%<br>※〈44,400円〉 | → 57,600円                     | 80,100円+1%<br>※〈44,400円〉 | 課税所得<br>690万円<br>以上     | 252,600円+1%<br>※〈140,100円〉  |                       |
|                     |         |                          |                               |                          | 課税所得<br>380万円<br>以上     | 167,400円+1%<br>※〈93,000円〉   |                       |
|                     |         |                          |                               |                          | 課税所得<br>145万円<br>以上     | 80,100円+1%<br>※〈44,400円〉    |                       |
| 一般                  | 12,000円 | 44,400円                  | → 14,000円<br>(年間上限<br>14.4万円) | 57,600円<br>※〈44,400円〉    | 一般                      | 18,000円<br>(年間上限<br>14.4万円) | 57,600円<br>※〈44,400円〉 |
| 住民税非課税              | 8,000円  | 24,600円                  | → 8,000円                      | 24,600円                  | 住民税<br>非課税              | 8,000円                      | 24,600円               |
| 住民税非課税<br>(所得が一定以下) |         | 15,000円                  |                               | 15,000円                  | 住民税<br>非課税<br>(所得が一定以下) |                             | 15,000円               |

※1年間で、3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からの自己負担限度額。

また、医療保険と介護保険における1年間の自己負担の合計額が高額な場合に、さらに負担を軽減する高額介護合算療養費の自己負担限度額も変更になります。

| 現行～平成30年7月      |       | 平成30年8月～        |       |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 区 分             | 70歳以上 | 区 分             | 70歳以上 |
| 現役並み            | 67万円  | 課税所得690万円以上     | 212万円 |
|                 |       | 課税所得380万円以上     | 141万円 |
|                 |       | 課税所得145万円以上     | 67万円  |
| 一般              | 56万円  | 一般              | 56万円  |
| 住民税非課税          | 31万円  | 住民税非課税          | 31万円  |
| 住民税非課税（所得が一定以下） | 19万円  | 住民税非課税（所得が一定以下） | 19万円  |

▶問い合わせ先 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)



### 今月のポイント

#### 新聞の契約は慎重に！

#### 相談事例①

昨日、新聞の販売員が来訪し、新聞の購読契約を勧められた。「新聞はあまり読まない。」と断ったが、「洗濯洗剤や発泡酒を景品として差し上げるので、一年で良いから取ってください。」と言われ、根負けして契約してしまっ。やはり必要がないので解約したい。

#### 相談事例②

3年前、A新聞の販売員が来訪し、新聞の契約を勧誘された。「B新聞を読んでいるのでいい。」と断ったが、「B新聞が終わってからの契約でよい。」と、熱心に勧めるので、かわいそうになり契約してしまっ。

#### アドバイス

「契約書面を受け取った日から8日以内」であればクーリング・オフができます。

ところが、その1年前にC新聞と契約をしていたことを忘れていたため、今月からC新聞の配達も始まった。B新聞販売店とC新聞販売店に「解約したい。」と申し出ても、「契約は成立しているから解約はできない。」と、両販売店とも解約に応じてくれない。

①事例1は、クーリング・オフ期間に当たするため契約を無条件解除することが可能です。この期間を過ぎると、原則として、契約者が一方的に解約することはできなくなります。景品につられて安易に契約をしないよう気をつけましょう。  
クーリング・オフの手続きは、郵便はがきに、契約解除する旨を記入した後、両面をコピーするなど証拠を残し、販売店宛てに特定記録郵便で出しましょう。

②事例2については、消費者が断ったにもかかわらず、再勧誘をしています。再勧誘は法律で禁止されていることや、強引な販売方法の問題

点を指摘して、消費生活センターがあっせん交渉し、契約期間を短縮するなど販売店側と和解解決することもあります。3年前のことを立証するのは大変困難です。  
3年先の購読期間が長い契約をした場合、購読期間中に、転居や入院などの理由で、購読を続けられなくなる可能性もあります。誰と何を契約するかは、お互いが自由に決めてよく、不要な契約はきっぱりと断る勇気が必要です。  
断っているにもかかわらず、強引な勧誘をする場合は、消費生活センターに相談しましょう。

#### ●訪問販売での新聞購読の契約は、次の点に注意しましょう！

- 1 景品につられて契約をしない。
- 2 長期先付の契約をしない。
- 3 契約書にサインする前に、もう一度本当に必要な契約か、契約期間終了まで購読を続けることができるのか、冷静に判断しましょう。
- 4 契約書の内容をよく確認し、契約書は保存しましょう。必要に応じて、クーリング・オフ制度を賢く利用しましょう！

### 消費生活相談のお知らせ

#### かすや中南部広域消費生活センター

- ▼開設日 月曜～金曜(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間 10時～15時30分
- ▼場 所 志免町志免中央1の10の10  
志免町地域安全安心センター2階
- ▼問い合わせ先 ☎ 936・1594
- ▼須恵町消費生活出張相談窓口
- ▼開設日 第2・第4月曜(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間 10時～12時
- ▼場 所 須恵町役場2階 会議室(地域振興課前)
- ▼問い合わせ先 ☎ 932・1438

### インターネット消費者トラブル110番

福岡県青少年司法書士協議会では、インターネット上のさまざまな消費者トラブルに巻き込まれた人を対象に、相談会を開催します。

- ▼日 時 5月14日(日) 10時～16時
- ▼相談方法 電話 ☎ 724・9505  
※6月30日(金)まで、インターネットによる相談受付も実施しています。
- ▼相談例

●ネットショッピングで代金を振り込んだが、商品が届かない。

●ネットサーフィンしていたら、突然会員登録画面が表示されて高額な会費や解約金が請求された。など

▼問い合わせ先 司法書士 小坂健太郎  
☎ 0940・423955